

第92号議案

新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市営バスの設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「新城市連合字大木和田3番地2」を「新城市愛郷字川元8番地1」に、「新城市愛郷字前芝34番地1」を「新城市大海字南田47番地6」に改め、同表に次のように加える。

湯谷温泉もつくる 新城線	新城市八束穂字大花ガラ 280番地3	新城市門谷字鳳来寺7番地 27
-----------------	-----------------------	--------------------

第7条第1項の表中「の区域」の次に「(市長が別に定める区域を含む。)」を加える。別表備考を次のように改める。

備考

- 1 布里田峯線及び塩瀬線の市営バスを乗り継いで使用する者がある場合は、当該2路線の市営バスを1路線の市営バスとみなして、当該2路線の市営バスを乗り継いで使用する者からこの表に定める額の運賃を徴収する。
- 2 湯谷温泉もつくる新城線のうち、もつくる新城南停留所、八束穂停留所又は鳳来寺山山頂停留所で乗車し、又は降車する場合（もつくる新城南停留所若しくは鳳来寺山山頂停留所で乗車し、直後の停留所で降車する場合又はもつくる新城南停留所若しくは鳳来寺山山頂停留所の直前の停留所で乗車する場合を除く。）は、1回の乗車につき400円とする。
- 3 普通運賃を400円とする区間に係る回数乗車券運賃（6枚つづり）は、2,000円とする。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、湯谷温泉もつくる新城線を新たに設置する等のため必要があるからである。

第93号議案

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年8月31日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年新城市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第10条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、令和2年11月2日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書から男女の別を除くため必要があるからである。

第94号議案

新城市手数料条例の一部改正

新城市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

新城市手数料条例の一部を改正する条例

新城市手数料条例（平成17年新城市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表第11中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第95号議案

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年8月31日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年新城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第96号議案

新城市教育・保育給付認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する
条例の一部改正

新城市教育・保育給付認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年8月31日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市教育・保育給付認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する
条例の一部を改正する条例

新城市教育・保育給付認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例
(平成27年新城市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「。）」の次に「の属する世帯が別表第1に定める階層区分のC階層
又はD階層のいずれかに該当する場合における当該特定教育・保育給付認定保護者」
を加え、「次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもの区分に応じ、当該各号に定め
る額」を「前項の規定により算出した額に0.5を乗じて得た額（その額が
9,000円を超える場合は、9,000円）」に改め、同項各号を削る。

第4条第1項第1号中「第3項第2号」を「第3項」に改める。

第5条第1項を削り、同条第2項中「特定被監護者等」の次に「(令第14条に規定
する特定被監護者等をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「C1階層からD3
階層まで」を「C階層又はD階層」に改め、同項第1号中「前項第1号又は第2号」
を「次」に、「第3項第2号」を「第3項」に改め、同号に次のように加える。

ア 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合に
おける負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども

イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準
子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども

第5条第2項第2号中「前項第3号から第5号まで」を「次」に改め、同号に次の
ように加える。

ア 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合に
おける負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども

- イ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども
- ウ 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども

第5条第2項を同条とする。

第6条の見出しを「(現に3人以上の子どもを監護する教育・保育給付認定保護者の利用者負担額に係る特例)」に改め、同条第1項を次のように改める。

第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、現に3人以上の子どもを監護する教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯が別表第1に定める階層区分のE階層からH階層までのいずれかに該当するときは、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該教育・保育給付認定保護者が現に監護する子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 第3条第2項又は第3項の規定により算出した額に0.5を乗じて得た額
- (2) 当該教育・保育給付認定保護者が現に監護する子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども 0円

第7条中「事由の」を「事由が」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

階層区分	定義	平日 (月額)	土曜日又は日曜日 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世	0円	0円

	帯及び教育・保育給付認定保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である世帯			
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割課税額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額をいう。以下同じ。）のない世帯		0円	0円
C	A階層及び	48,600円未満	4,500円	1,200円
D	B階層を除き、当該年	48,600円以上 77,101円未満	7,800円	2,100円
E	度分の市町村民税の所	77,101円以上 97,000円未満	10,700円	2,800円
F	得割課税世帯であって、	97,000円以上 169,000円未満	16,900円	3,100円
G	その所得割課税の年額	169,000円以上 264,100円未満	20,400円	3,400円
H	区分が次の額である世帯	264,100円以上	26,800円	4,900円

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

世帯区分	平日 (月額)	土曜日又は日曜日 (月額)
別表第1に定める階層区分のA階層又はB階層に該当する世帯	0円	0円

別表第1に定める階層区分のC階層に該当する世帯	400円	100円
別表第1に定める階層区分のD階層に該当する世帯	700円	200円
別表第1に定める階層区分のE階層に該当する世帯	1,000円	200円
別表第1に定める階層区分のF階層に該当する世帯	1,600円	300円
別表第1に定める階層区分のG階層に該当する世帯	2,000円	300円
別表第1に定める階層区分のH階層に該当する世帯	2,500円	400円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新城市教育・保育給付認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和3年4月以後の月分の利用者負担額について適用し、同月前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 市長は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

理 由

この案を提出するのは、多子世帯の経済的負担を軽減する等のため必要があるからである。

第97号議案

新城市教育・スポーツ・文化振興基金の設置及び管理に関する条例の廃止
新城市教育・スポーツ・文化振興基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
を次のように定めるものとする。

令和2年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

新城市教育・スポーツ・文化振興基金の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例

新城市教育・スポーツ・文化振興基金の設置及び管理に関する条例（平成26年新
城市条例第32号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城市教育・スポーツ・文化振興基金を廃止するため必要
があるからである。